

平成23年11月30日(水) 10時00分	
照会先：保健福祉部保健予防課 健康危機管理対策室	教育庁保健体育課 学校保健担当
担当者：室長補佐（総括） 柴田 隆之	係長 鈴木 拓夫

## インフルエンザ様疾患による臨時休業措置について(第4報)

インフルエンザ様疾患の集団発生により臨時休業措置を行う旨、下記のとおり報告がありましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 報告受理日

平成23年11月21日(月)～平成23年11月27日(日)

#### 2 学校名および発生状況等

##### 学級閉鎖

所在地	学校名	措置学級	措置期間	在籍数	患者数
坂東市	沓掛小学校	1年2組	11月25日～11月27日	21	14

#### 3 臨時休業措置状況(平成23年9月5日～平成23年11月27日までの累計数)

施設区分	措置数(延べ)		患者数		措置内容					
					休校・閉鎖		学年閉鎖		学級閉鎖	
	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計	発生数	累計
保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	1	0	11	0	0	0	0	0	1
小学校	1	4	14	41	0	0	0	2	1	2
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	5	14	52	0	0	0	2	1	3
	(1)	(4)	(7)	(38)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(2)

※本県教育委員会が定めるインフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準は、学級等の欠席率が20%に達した場合に、学校医と相談し措置を講ずることになっています。

※( )内は前週の報告数です。

# インフルエンザの予防について

## ーひろげるなインフルエンザ！ ひろげよう咳エチケット！ー

### ◇ インフルエンザにかからない、うつさないための対策

#### ★帰宅時の手洗い、うがい

- ・ 咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを取り除くために、有効な方法です。

#### ★咳エチケット（咳やくしゃみをする時、ウイルスが2m～3m飛ぶと言われています。）

- ・ 咳やくしゃみの際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- ・ 使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・ 症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めます。

#### ★インフルエンザの予防接種を受けましょう。

**10月からインフルエンザの予防接種が受けられます。(詳細はお住まいの市町村又はお近くの医療機関にお問い合わせ下さい。)**インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症防止に有効といわれています。流行する前に予防接種を受けましょう。

#### ★適度な湿度の保持

空気が乾燥するとのどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなりますので、外出時にはマスクをしたり、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保ちましょう。

#### ★十分な休養と栄養摂取

- ・ からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養を日ごろから心がけましょう。

#### ★人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

- ・ インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えること、外出時にはマスクを着用することも効果があります。

### ◇ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに**医療機関を受診**して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、**睡眠を十分にとる**ことが大切です。
- ・ **水分を十分に補給**しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから**3～7日間はウイルスを排出する**と言われてい  
ますので、その間は外出を控えましょう。

\*参考までに、学校保健安全法では、「**解熱した後2日を経過するまで**」をインフルエンザによる**出席停止期間**としています(ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません)。

- ・ 咳などの症状がある場合は、周りの方へうつさないために、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆う、あるいは**マスクを着用**しましょう。